

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に係る運転上の制限見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年8月12日（水）10時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、宇野課長補佐、松井安全審査官、高松専門職
原子力規制庁 福島第一原子力規制事務所（TV会議システムによる出席）
廣岡原子力防災専門官
東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉安全・品質室
安全・リスク管理グループ 担当3名
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年8月11日付けで受理した実施計画変更認可申請（原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に係る運転上の制限見直し）について、資料にもとづき説明があった。
 - 変更内容
 - 背景
 - LCO 条文の速やかな適正化の方向性
 - 第 18 条（原子炉注水系）・第 19 条（非常用水源）変更の方向性と根拠
 - 第 25 条（格納容器内の不活性雰囲気の維持機能）変更の方向性と根拠
 - 原子力規制庁は、上記説明を確認し、以下の対応を求めた。
 - 原子炉注水系について、常用系と非常用系を整理して説明すること。
 - 原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が確認できない場合に実施する評価について説明すること。
6. その他
資料：至近のプラント状況や試験結果を踏まえた実施計画Ⅲ第1編第18条、第19条、第25条の変更について